

議案第1号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成25年2月20日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第3条の表中

課名	班名
総務課	総務班 給与制度班 教育企画班
財務課	財務班 学校予算・振興班
施設課	企画財産班 営繕班 助成班
福利課	健康管理・共済班
県立学校教育課	管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班
義務教育課	管理班 人事班 義務教育指導班 学力向上推進班

を

課名	班名
総務課	総務班 財務班 教育企画班
教育支援課	学校予算班 教育支援班
施設課	企画財産班 営繕班 助成班
学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班
義務教育課	管理班 義務教育指導班 学力向上推進班

に改める。

第4条第11号及び第12号を次のように改める。

- (1) 教育庁の予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 教育庁の事務用機器及び事務用品の出納管理に関すること。

第4条中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、第32号を第34号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (31) 公立学校共済組合に関すること。
- (32) 福利厚生に関すること。
- (33) 職員の互助団体の指導に関すること。

第4条の2（見出しを含む。）中「財務課」を「教育支援課」に改め、同条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、第9号を削り、同条に次の2号を加える。

- (7) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画並びに調整に関すること。
- (8) 児童生徒の修学に係る負担軽減に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第6条を次のように改める。

（学校人事課の事務分掌）

第6条 学校人事課の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 学校職員の給与に関すること。
- (2) 学校職員の人件費の予算及びそれに係る国庫負担金に関すること。
- (3) 学校職員の児童手当に関すること
- (4) 学校職員の旅費に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 勤労者財産形成貯蓄事務に関すること。
- (6) 公務災害に関すること。

- (7) 労働安全衛生に関すること。
- (8) 教職員住宅の設置（用地の取得を含む。）、管理及び廃止に関すること。
- (9) 県立学校、市町村立小学校及び中学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。
 - イ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
 - ウ 学校職員の研修に関すること。
 - エ 学級編制及び教職員定数に関すること。
 - オ その他学校の管理運営に関すること。
- (10) 管理職選考試験に関すること。
- (11) 教員候補者選考試験に関すること。
- (12) 教育職員の免許に関すること。
- (13) 職員団体に関すること。

第7条第1号中「次条第10号」を「次条第7号」に改め、オ及びカを次のように改める。

- オ 学校職員の研修に関すること。
- カ その他学校教育に関する指導・助言並びに学校の管理運営に関すること。

第7条第1号中キからケまでを削り、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削り、同条に次の1号を加える。

- (16) 県立学校職員の旅費の予算に関すること。

第8条第1号中エ及びオを次のように改める。

- エ 学校職員の研修に関すること。
- オ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。

第8条第1号中カからクまでを削り、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同条に次の1号を加える。

- (8) 市町村立小学校及び中学校職員の旅費の予算に関すること。

第15条第2項中「財務課」を「教育支援課」に、「福利課」を「学校人事課」に改める。

第17条の表中

課 名	職 名	職 務
総務課	教育企画監	教育企画班の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
県立学校教育課及び義務教育課	人事管理監	人事班の事務を総括する。

を

課 名	職 名	職 務
総務課	教育企画監 福利厚生監	教育企画班の事務を総括する。 公立学校共済組合の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
学校人事課	県立学校人事管理監 小中学校人事管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(教育職員免許状に関する規則の一部改正)
- 2 教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第11号様式中「県立学校教育課長」を「学校人事課長」に改める。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

2 改正の経緯及び必要性

教育庁の組織改編を行い、児童生徒の学力向上及び健全育成など長年の教育課題や、地理的、経済的要因による教育に係る負担軽減など新たな教育課題に効率的に対応するため、所要の改正を行う。

3 改正案の概要

- (1) 財務課を廃止し、財務班を総務課へ、学校予算・振興班を教育支援課へそれぞれ移管する。
- (2) 福利課を廃止し、健康管理共済班を学校人事課へ移管する。
- (3) 総務課の給与制度班を学校人事課へ移管する。
- (4) 県立学校教育課及び義務教育課の人事班を学校人事課へ移管する。
- (5) 教育支援課を設置し、学校予算班及び教育支援班を設置する。
- (6) 学校人事課を設置し、健康管理班、給与制度班、県立学校人事班及び小中学校人事班を設置する。
- (7) 組織改編に併せて、各課の分掌事務について所要の改正を行う。
- (8) この規則は、平成25年4月1日から施行する。（附則）
- (9) 教員免許に関する事務の移管に併せて、「教育職員免許状に関する規則」の一部を改正する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条

5 関係各課との調整状況

- (1) 行政改革推進課、総務私学課、財政課、教育庁各課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 教育庁組織改編の概略図
- (3) 改正規則等の一覧

新旧対照表

○沖縄県教育庁組織規則（昭和47年5月15日 教育委員会規則第1号）

新		旧	
課名	班名	課名	班名
総務課	総務班 財務班 教育企画班	総務課	総務班 給与制度班 教育企画班
教育支援課	学校予算班 教育支援班	財務課	財務班 学校予算・振興班
施設課	企画財産班 営繕班 助成班	施設課	企画財産班 営繕班 助成班
学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班	福利課	健康管理・共済班
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育課	県立学校教育課	管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育課
義務教育課	改革班 特別支援教育班	改革班	特別支援教育班
保健体育課	管理班 義務教育指導班 学力向上推進班	管理班	義務教育指導班 学力向上推進班
生涯学習振興課	管理班 健康体育班 学校安全・給食班	管理班	健康体育班 学校安全・給食班
文化財課	管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター	生涯学習振興課	管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター
	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班	文化財課	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班

（課及び班等の設置）

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班又はセンターを置く。

（課及び班等の設置）

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班又はセンターを置く。

（総務課の分掌事務）

第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 教育委員会の会議に関すること。
- 秘書事務に関すること。
- 文書の収受、発送、審査及び保管に関すること。
- 公印に関すること。
- 叙勲及び表彰の総括に関すること。
- 庁舎及び車両の管理に関すること。
- 教育庁及び学校以外の教育機関の組織及び定数に関すること。
- 教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の任免その他の人事に関すること。
- 職員の研修に関すること。
- 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 教育庁の予算、決算及び会計に関すること。

<p>(12) <u>教育庁の事務用機器及び事務用品の出納管理に関すること。</u></p> <p>(13) 職員の児童手当に関すること。</p> <p>(14) 教育委員会規則等の審査及び解釈に関すること。</p> <p>(15) 公報登載に関すること。</p> <p>(16) 教育に関する公益信託の総括に関すること。</p> <p>(17) 行政管理の総括に関すること。</p> <p>(18) 争訟事務の総括に関すること。</p> <p>(19) 情報公開制度の総括に関すること。</p> <p>(20) 個人情報保護制度の総括に関すること。</p> <p>(21) 市町村教育委員会に対する一般的指導助言に関すること。</p> <p>(22) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(23) 請願及び陳情の総括に関すること。</p> <p>(24) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(25) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(26) 県立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(27) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(28) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(29) 議会に関すること。</p> <p>(30) 教育事務所に関すること。</p> <p>(31) 災害対策の総括に関すること。</p> <p>(32) 他課の所管に属さない事務に関すること。</p>	<p>(12) <u>学校職員の人件費及び旅費（他課の所管に属するものを除く。）の予算並びにそれに係る国庫負担金に関すること。</u></p> <p>(13) 職員の児童手当に関すること。</p> <p>(14) 教育委員会規則等の審査及び解釈に関すること。</p> <p>(15) 公報登載に関すること。</p> <p>(16) 教育に関する公益信託の総括に関すること。</p> <p>(17) 行政管理の総括に関すること。</p> <p>(18) 争訟事務の総括に関すること。</p> <p>(19) 情報公開制度の総括に関すること。</p> <p>(20) 個人情報保護制度の総括に関すること。</p> <p>(21) 市町村教育委員会に対する一般的指導助言に関すること。</p> <p>(22) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(23) 請願及び陳情の総括に関すること。</p> <p>(24) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(25) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(26) 県立学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(27) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(28) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(29) 議会に関すること。</p> <p>(30) 教育事務所に関すること。</p> <p>(31) 災害対策の総括に関すること。</p> <p>(32) 他課の所管に属さない事務に関すること。</p>
<p>(27) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(28) 議会に関すること。</p> <p>(29) 教育事務所に関すること。</p> <p>(30) 災害対策の総括に関すること。</p> <p>(31) 公立学校共済組合に関すること。</p> <p>(32) 福利厚生に関すること。</p> <p>(33) 職員の互助団体の指導に関すること。</p> <p>(34) 他課の所管に属さない事務に関すること。</p>	<p>(27) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(28) 議会に関すること。</p> <p>(29) 教育事務所に関すること。</p> <p>(30) 災害対策の総括に関すること。</p> <p>(31) 公立学校共済組合に関すること。</p> <p>(32) 福利厚生に関すること。</p> <p>(33) 職員の互助団体の指導に関すること。</p> <p>(34) 他課の所管に属さない事務に関すること。</p>
<p>(財務課の分掌事務)</p> <p>第4条の2 財務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育庁の予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>(2) 教育庁の事務用機器及び事務用品の出納管理に関すること。</p> <p>(3) 県立学校の設備整備に関すること。</p> <p>(4) 県立特別支援学校の特別支援教育就学奨励事業に関すること。</p>	<p>(教育支援課の分掌事務)</p> <p>第4条の2 教育支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校の設備整備に関すること。</p> <p>(2) 県立特別支援学校の特別支援教育就学奨励事業に関すること。</p> <p>(3) 県立高等学校定時制課程及び通信制課程に係る修学奨励事業に関すること。</p> <p>(4) 県立学校の運営費（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p>

- (5) 県立高等学校の授業料等に関すること。
 - (6) 市町村立学校の設備整備事業及び就学奨励事業等の助成に関すること。
 - (7) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画並びに調整に関すること。
 - (8) 児童生徒の修学に係る負担軽減に関すること。（他課の所管に属するものを除く。）
- (学校人事課の分掌事務)
- 第6条 学校人事課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校職員の給与に関すること。
 - (2) 学校職員の人件費の予算及びそれに係る国庫負担金に関すること。
 - (3) 学校職員の児童手当に関すること。
 - (4) 学校職員の旅費に関すること。（他課の所管に属するものを除く。）
 - (5) 勤労者財産形成貯蓄事務に関すること。
 - (6) 公務災害に関すること。
 - (7) 労働安全衛生に関すること。
 - (8) 教職員住宅の設置（用地の取得を含む。）、管理及び廃止に関すること。
 - (9) 県立学校、市町村立小学校及び中学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。
 - イ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
 - ウ 学校職員の研修に関すること。
 - エ 学級編制及び教職員定数に関すること。
 - オ その他学校の管理運営に関すること。
 - (10) 管理職選考試験に関すること。
 - (11) 教員候補者選考試験に関すること。
 - (12) 教職職員の免許に関すること。
 - (13) 職員団体にに関すること。

- (5) 県立高等学校校定時制課程及び通信制課程に係る修学奨励事業に関すること。
 - (6) 県立学校の運営費（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
 - (7) 県立高等学校の授業料等に関すること。
 - (8) 市町村立学校の設備整備事業及び就学奨励事業等の助成に関すること。
 - (9) 市町村教育委員会の教育財務指導に関すること。
- (福利課の分掌事務)
- 第6条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 公立学校共済組合に関すること。
 - (2) 福利厚生に関すること。
 - (3) 勤労者財産形成貯蓄事務に関すること。
 - (4) 福祉施設に関すること。
 - (5) 教職員住宅の設置（用地の取得を含む。）、管理及び廃止に関すること。
 - (6) 公務災害に関すること。
 - (7) 労働安全衛生に関すること。
 - (8) 職員の互助団体の指導に関すること。

(県立学校教育課の分掌事務)

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県立学校に関し、次に掲げる事務(次条第1号に掲げる事務を除く。)を行うこと。

ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。

イ 児童・生徒及び幼児の入学(就学)、退学、転学、休学及び卒業に関すること。

ウ 教科書その他の教材に関すること。

エ 産業教育、定時制教育及び通信教育に関すること。

オ 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。

カ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。

キ 学校職員の研修に関すること。

ク 学級編制及び教職員定数に関すること。

ケ その他学校教育に関する指導・助言並びに学校の管理運営に関すること。

(2) 県立学校の通学区域に関すること。

(3) 県立学校の学科編成に関すること。

(4) 生徒指導の企画及び総合調整に関すること。

(5) 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に係る総合的企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること。

削る。

(6) 育英奨学及び人材育成に関すること。

(7) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

(8) 総合教育センターに関すること。

(9) 教育研究団体に関すること。

(10) 実習船の造廃に関すること。

(11) 実習船の管理運営についての学校との連絡調整に関すること。

(12) 実習船の運航及び実習に伴う関係省庁との連絡調整並びに報告等に関すること。

(13) 実習船運営協議会に関すること。

(14) 外国語指導助手に関すること。

(15) 公立立高等学校協議会に関すること。

削る。

(県立学校教育課の分掌事務)

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県立学校に関し、次に掲げる事務(次条第10号に掲げる事務を除く。)を行うこと。

ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。

イ 児童・生徒及び幼児の入学(就学)、退学、転学、休学及び卒業に関すること。

ウ 教科書その他の教材に関すること。

エ 産業教育、定時制教育及び通信教育に関すること。

オ 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。

カ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。

キ 学校職員の研修に関すること。

ク 学級編制及び教職員定数に関すること。

ケ その他学校教育に関する指導・助言並びに学校の管理運営に関すること。

(2) 県立学校の通学区域に関すること。

(3) 県立学校の学科編成に関すること。

(4) 生徒指導の企画及び総合調整に関すること。

(5) 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に係る総合的企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること。

削る。

(6) 育英奨学及び人材育成に関すること。

(7) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

(8) 総合教育センターに関すること。

(9) 教育研究団体に関すること。

(10) 実習船の造廃に関すること。

(11) 実習船の管理運営についての学校との連絡調整に関すること。

(12) 実習船の運航及び実習に伴う関係省庁との連絡調整並びに報告等に関すること。

(13) 実習船運営協議会に関すること。

(14) 外国語指導助手に関すること。

(15) 公立立高等学校協議会に関すること。

削る。

(16) 県立学校職員の旅費の予算に関すること。

(義務教育課の分掌事務)

第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村立小学校、中学校及び幼稚園に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
 - イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、転学、休学及び卒業に関すること。
 - ウ 教科書その他の教材に関すること。
 - エ 削る。
 - オ 削る。
 - カ 学校職員の研修に関すること。
 - キ 削る。
 - ク その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。
 - (2) 市町村立学校の設置等の認可及び届出に関すること。
 - (3) へき地教育に関すること。
 - (4) 幼稚園教育の振興に関すること。
 - エ 削る。
 - オ 削る。
 - (5) 教育研究団体に関すること。
 - カ 削る。
 - (6) 児童の権利条約に関すること。
 - (7) 県立中学校に関し、別に定める事務を行うこと。
 - (8) 市町村立小学校及び中学校職員の旅費の予算に関すること。

第2節 職制及び職員

(統括監)

- 第15条 本庁に教育管理統括監及び教育指導統括監（以下「統括監」という。）を置く。
 - 2 教育管理統括監は、総務課、教育支援課、施設課、及び学校人事課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。
 - 3 教育指導統括監は、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化財課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。

(義務教育課の分掌事務)

第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村立小学校、中学校及び幼稚園に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
 - イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、転学、休学及び卒業に関すること。
 - ウ 教科書その他の教材に関すること。
 - エ 削る。
 - オ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
 - カ 学校職員の研修に関すること。
 - キ 学級編制及び教職員定数に関すること。
 - ク その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。
 - (2) 市町村立学校の設置等の認可及び届出に関すること。
 - (3) へき地教育に関すること。
 - (4) 幼稚園教育の振興に関すること。
 - (5) 教員候補者選考試験に関すること。
 - (6) 教育職員の免許に関すること。
 - (7) 教育研究団体に関すること。
 - (8) 職員団体に関すること。
 - (9) 児童の権利条約に関すること。
 - (10) 県立中学校に関し、別に定める事務を行うこと。

第2節 職制及び職員

(統括監)

- 第15条 本庁に教育管理統括監及び教育指導統括監（以下「統括監」という。）を置く。
 - 2 教育管理統括監は、総務課、財務課、施設課及び福利課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。
 - 3 教育指導統括監は、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課、生涯学習振興課及び文化財課の事務を統括するとともに、教育長の職務を補佐する。

4 統括監は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行する。

(教育企画監等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画監	教育企画班の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
県立学校教育課及び義務教育課	人事管理監	人事班の事務を総括する。
県立学校教育課	特別支援教育監	特別支援教育班の事務を総括する。
生涯学習振興課	生涯学習推進監	生涯学習推進センターの事務を総括する。

4 統括監は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行する。

(教育企画監等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画監 福利厚生監	教育企画班の事務を総括する。 公立学校共済組合の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
学校人事課	県立学校人事管理監 小中学校人事管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。
県立学校教育課	特別支援教育監	特別支援教育班の事務を総括する。
生涯学習振興課	生涯学習推進監	生涯学習推進センターの事務を総括する。

○教育職員免許状に関する規則（平成元年9月14日 教育委員会規則第3号）

新

第11号様式（第11条関係）

推 薦 書	
本 籍	
現 住 所	
氏 名	生年月日 年 月 日生
推 薦 の 理 由	
学校教育の効 果的な実施に 特に必要とす る理由	
社会的信望が あり、かつ、 教員の職務を 行うのに必要 な熱意と識見 について	
上記の者は、学校教育の効果の実施に特に必要があるので、教育職員免許法第5 条第3項に規定する推薦をします。	
年 月 日	推 薦 者
	沖縄県教育委員会 殿

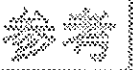
注 推薦者は、私立の学校にあっては理事長、県立学校にあっては学校人事課長、小学
校・中学校にあっては所管の教育事務所長とする。

旧

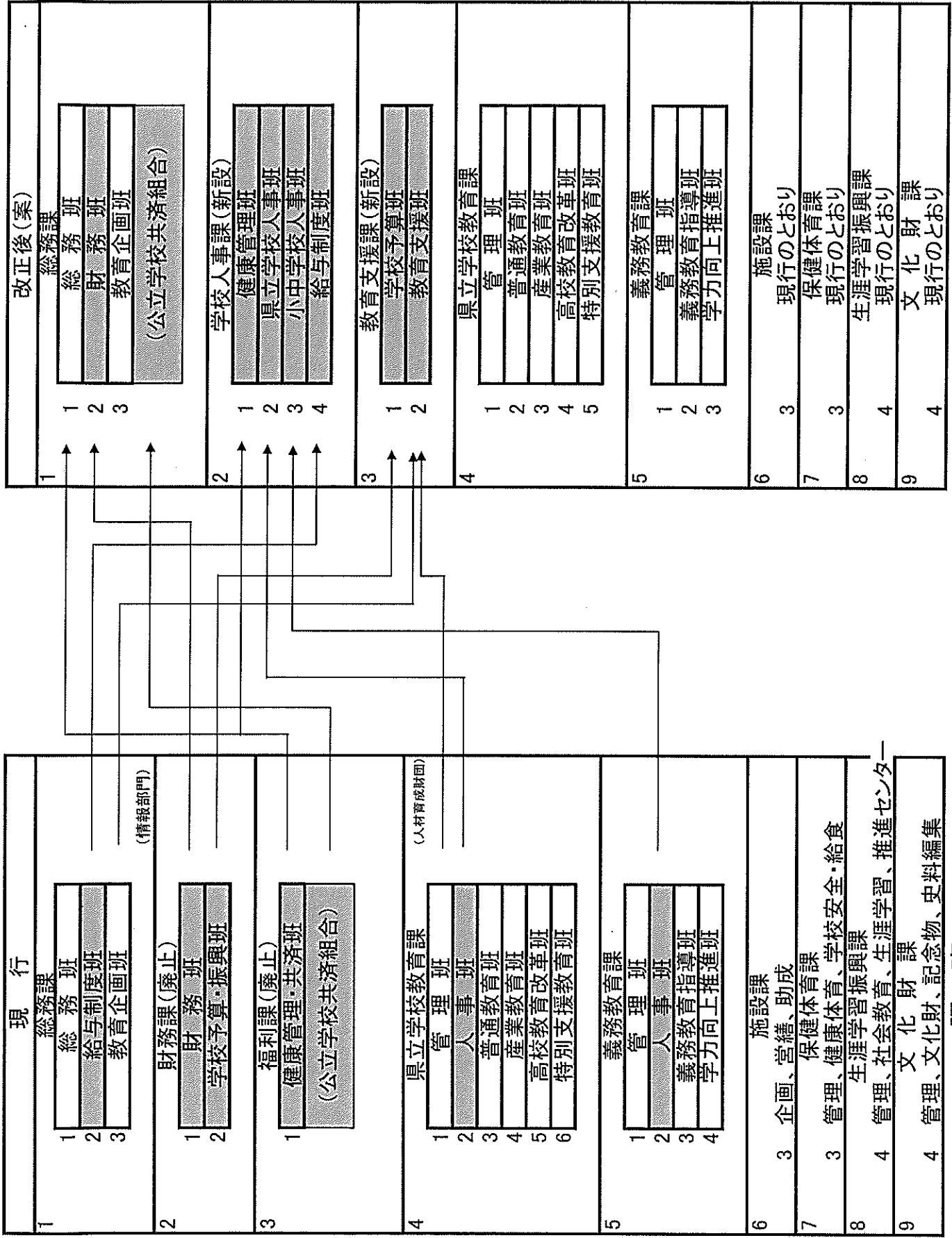
第11号様式（第11条関係）

推 薦 書	
本 籍	
現 住 所	
氏 名	生年月日 年 月 日生
推 薦 の 理 由	
学校教育の効 果的な実施に 特に必要とす る理由	
社会的信望が あり、かつ、 教員の職務を 行うのに必要 な熱意と識見 について	
上記の者は、学校教育の効果の実施に特に必要があるので、教育職員免許法第5 条第3項に規定する推薦をします。	
年 月 日	推 薦 者
	沖縄県教育委員会 殿

注 推薦者は、私立の学校にあっては理事長、県立学校にあっては県立学校教育課長、
小学校・中学校にあっては所管の教育事務所長とする。



教育庁組織改編の概略図



改正規則等一覧

区分	規則等名称	制定日	規則・訓令番号	該当箇所		所管課
				本則	別表等	
教育委員会規則	01 ○沖縄県教育庁組織規則	昭和47年5月15日	教育委員会規則1号	3-11条、15条、17条		教育庁総務課
	02 ○教育職員免許状に関する規則	平成元年9月14日	教育委員会規則第3号		第11号様式(第11条関係)	教育庁総務課
教育委員会訓令	01 ○沖縄県教育委員会公印規程	昭和47年5月15日	教育委員会訓令2号		別表第1(第3条関係)	教育庁総務課
	02 ○職員服務規程	昭和47年5月15日	教育委員会訓令4号	第1条の2(人事管理監等)		教育庁総務課
	03 ○教育庁文書管理規程	昭和53年7月3日	教育委員会訓令2号		別表(第13条関係)	教育庁総務課
	04 ○教育庁文書編さん保存規程	昭和53年7月3日	教育委員会訓令3号	7条		教育庁総務課
	05 ○健康管理審査委員会規程	昭和54年7月5日	教育委員会訓令3号	3条、8条		教育庁総務課
	06 ○沖縄県教育関係職員表彰規程	昭和59年10月8日	教育委員会訓令3号	6条の4項、9条		教育庁総務課
	07 ○沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程	平成12年4月7日	教育委員会訓令第5号	第7条、第20条、第24条		教育庁福利課
	08 ○沖縄県立学校職員安全衛生管理規程	平成12年4月7日	教育委員会訓令第6号	第7条、第23条		教育庁福利課
	09 ○教職員の悩み相談員設置規程	平成20年3月27日	教育委員会訓令第5号	1条、3条、6条		教育庁県立学校教育課
	10 ○保健指導員設置規程	平成22年3月31日	教育委員会訓令第2号	1条、3条、4条、6条		教育庁県立学校教育課